改正後

（空中線電力の許容偏差）

第十四条　空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
［一～六　略］		
七　次に掲げる送信設備		
［(一)～(三)　略］		
(四)　小電力データ通信システムの無線局の送信設備（五、四七〇MHzを超え五、七三〇MHz以下及び五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）	二〇	八〇
［(五)～(八)　略］		
［八～十九　略］		

［2～4　略］

（小電力データ通信システムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十　小電力データ通信システムの無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの

［イ～ニ　略］

ホ　送信装置の空中線電力は、次のいずれかであること。

(1)・(2)　略

(3)　直交周波数分割多重方式を用いる送信装置であつて、(1)に該当しないものの空中線電力は、変調信号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、次のいずれかであること。

［(一)　略］

(二)　占有周波数帯幅が二六MHzを超え四〇MHz以下の送信装置の場合は、一MHzの帯域幅における平均電力が五ミリワット以下であること。

［(4)　略］

［へ～ヲ　略］

［二　略］

改正前

（空中線電力の許容偏差）

第十四条　［同上］

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
［一～六　同上］		
七　次に掲げる送信設備		
［(一)～(三)　同上］		
(四)　小電力データ通信システムの無線局の送信設備（五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下及び五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）	二〇	八〇
［(五)～(八)　同上］		
［八～十九　同上］		

［2～4　同上］

（小電力データ通信システムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十　［同上］

一　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　［同上］

(1)・(2)　［同上］

(3)　［同上］

［(一)　同上］

(二)　占有周波数帯幅が二六MHzを超え三八MHz以下の送信装置の場合は、一MHzの帯域幅における平均電力が五ミリワット以下であること。

［(4)　同上］

［へ～ヲ　同上］

［二　同上］